

公益社団法人 東京都目黒区歯科医師会 平成 29 年度事業計画書

目 次

I. 平成 29 年度事業計画の基本方針

II. 平成 29 年度事業計画

1. 定款第 3 条の目的を達成するための事業（定款第 4 条第 1 項）

(1) 医道の探求及びその高揚に関する事業（定款第 4 条第 1 項 1 号）

(2) 歯科医学の研究及び発展に関する事業（定款第 4 条第 1 項 2 号）

(3) 公衆衛生及び歯科保健の研究とその普及に関する事業（定款第 4 条第 1 項 3 号）

(4) 障害者及び高齢者の保健と福祉の増進に関する事業（定款第 4 条第 1 項 4 号）

(5) 地域社会の保健と福祉の増進に関する事業（定款第 4 条第 1 項 5 号）

(6) 事故、災害若しくは犯罪による被害者の支援に関する事業

(定款第 4 条第 1 項 6 号)

(7) 学校歯科医会への協力を目的とする事業（定款第 4 条第 1 項 7 号）

(8) その他この法人の目的を達成するために必要な事業（定款第 4 条第 1 項 8 号）

2. 定款第 4 条第 1 項の事業の推進に資するための事業（定款第 4 条第 2 項）

(1) 名簿・会誌発行等事業（定款第 4 条第 2 項 1 号）

(2) 公的医療保険及びその改定を周知徹底しまた請求事務の適正化を目的とする事業

(定款第 4 条第 2 項 1 号)

I. 平成 29 年度事業計画の基本方針

本会は、昭和 8 年 4 月 1 日に東京府歯科医師会荏原郡支部より独立し、東京府歯科医師会目黒支部として発足した。その後、昭和 22 年 12 月 8 日に社団法人東京都目黒区歯科医師会となり、更に平成 20 年 12 月施行の公益法人制度根拠法によりこれまで行ってきた公益的な活動が認められ、平成 25 年 3 月 25 日に公益社団法人として認定を受け、平成 25 年 4 月 1 日より新定款による執行を始め、今日に至っている。

本会が公益法人としての果たすべき使命、本会が従来からの法人として存在することの意味を認識し、その永続的発展の礎となるべく、地域社会との連携をより深めた事業運営体制を整備した。事業が健全に運営され、会務が効率よく遂行されるためには、事務局の機能強化はもとより、会員相互の協力も円滑に行われることが必要不可欠である。行政等諸機関との協力連携体制は、歯科医療を通じて地域住民の医療・福祉・介護に努力してきた本会にとり、地域住民という不特定多数の利益の増進に寄与するために緊密に構築されるべきものである。

これらの基本方針を踏まえ、以下の事業について運営体制の整備を行った。

1. 定款第 3 条の目的を達成するための事業

(1) 医道の探求及びその高揚に関する事業

歯科医師としての医療に対する使命感を常に持ち続け、歯科医療を通じて医学の向上に貢献するよう努めるものである。

(2) 歯科医学の研究及び発展に関する事業

地域住民へ常に良質な歯科医療を提供するため、歯科医学の専門団体として歯科医学の知識と医療技術の向上を図るものである。

(3) 公衆衛生及び歯科保健の研究とその普及に関する事業

歯科口腔保健を啓発し、地域における公衆衛生の向上のため、各種の歯科予防普及活動を行い、以て地域住民の口腔の健康増進を図るものである。

(4) 障害者及び高齢者の保健と福祉の増進に関する事業

八雲あいアイ館歯科診療所における障害者に対する、また、これからの日本国民の高齢化により、在宅、介護施設において高齢者に対する歯科医療の提供、教育研修事業の推進、情報の収集および提供等により障害者歯科医療の充実に努めるものである。

(5) 地域社会の保健と福祉の増進に関する事業

歯科口腔保健を通じて地域社会の福祉と地域医療の向上をめざし、地域医療行政と緊密な連携をとりながら各種事業に協力するものである。

(6) 事故、災害若しくは犯罪による被害者の支援に関する事業

大規模災害時等の健康危機発生時に、地域住民の健康被害を最小限に抑え、早期に回復を可能にするための体制の構築、また、身元確認（犯罪捜査の協力を含む）の体制の構築に努める。さらに、犯罪被害者に対しては、社会全体で支えていくシステムに参画して支援体制の構築に協力するものである。

(7) 学校歯科医会への協力を目的とする事業

目黒区学校歯科医会の活動に協力するものである。

(8) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

本会の業務執行にあたり、会務が健全かつ円滑に行われるため必要とされるもので、本会組織力の強化を図るものである。

2. 定款第4条第1項の事業の推進に資するための事業

(1) 名簿・会誌発行等事業

本会会員の名簿、会誌の発行、厚生文化事業、その他会員のための活動、援助をするものである。本会の業務執行にあたり、会務が健全かつ円滑に行われるため必要とされるもので、会員の福祉向上と本会組織力の強化を図るものである。

(2) 公的医療保険及びその改定を周知徹底しまた請求事務の適正化を目的とする事業

公的医療保険制度を安定して運営するために、保険制度及びその改定を周知徹底し適正な執行に努めるものである。

Ⅱ. 平成 29 年度事業計画

1. 定款第 3 条の目的を達成するための事業

1. 医道の探求及びその高揚に関する事業
 - 1) 学術調査研究事業
 - 2) 口腔ケア研究事業
 - 3) その他この事業に必要な諸会議及び業務
2. 歯科医学の研究及び発展に関する事業
 - 1) 学術講習会・研修会・講演会事業
 - 2) 資質向上のための書籍等の収集貸し出し事業
 - 3) その他この事業に必要な諸会議及び業務
3. 公衆衛生及び歯科保健の研究とその普及に関する事業
 - 1) 幼稚園・保育園健診事業
 - 2) 成人歯科健診事業
 - 3) 妊産婦健診事業
 - 4) フッ素塗布事業
 - 5) 保健所各種歯科健診事業
 - 6) 8020 表彰事業
 - 7) 一般向けホームページ運営事業
 - 8) 一般向け啓発広報事業
 - 9) 一般向け講演会及び研修会事業
 - 10) クリニカルパスによる医療連携事業
 - 11) その他この事業に必要な諸会議及び業務
4. 障害者及び高齢者の保健と福祉の増進に関する事業
 - 1) 障害者歯科診療事業
 - 2) 障害者施設健診事業
 - 3) 在宅訪問口腔調査事業
 - 4) 介護施設歯科訪問口腔ケア事業
 - 5) 介護予防事業
 - 6) 介護認定審査会への支援事業
 - 7) その他この事業に必要な諸会議及び業務

5. 地域社会の保健と福祉の増進に関する事業
 - 1) 有病者歯科診療事業
 - 2) 休日歯科診療事業
 - 3) 病診連携事業
 - 4) 歯科相談事業
 - 5) 区要保護児童対策地域協議会への協力事業
 - 6) 健康フェスティバル事業
 - 7) その他この事業に必要な諸会議及び業務
6. 事故、災害若しくは犯罪による被害者の支援に関する事業
 - 1) 警察歯科事業
 - 2) 災害対策事業
 - 3) その他この事業に必要な諸会議及び業務
7. 学校歯科医会への協力を目的とする事業
 - 1) 学校歯科医会への協力事業
8. その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2. 前項の事業の推進に資するための事業

1. 名簿・会誌発行等事業
 - 1) 会員名簿発行（隔年）、会誌発行事業
 - 2) 会員向けホームページ運営事業
 - 3) 会員向け講習会・研修会事業
 - 4) 厚生文化事業（会員の福祉と厚生のための事業）
 - 5) 医事処理事業
 - 6) 医療管理事業
 - 7) 団体保険事業
 - 8) 未入会対策事業
 - 9) 関係団体との連絡協議会開催事業
 - 10) その他この事業に必要な諸会議及び業務
2. 公的医療保険及びその改定を周知徹底しまた請求事務の適正化を目的とする事業
 - 1) 公的医療保険講習会及び研修会事業
 - 2) 公的医療保険請求事務の確認・指導事業
 - 3) 医療保険制度改正及びレセプトオンライン化に対応する事業
 - 4) その他この事業に必要な諸会議及び業務